

2025年度 多子世帯の授業料減免が さらに拡充されます。

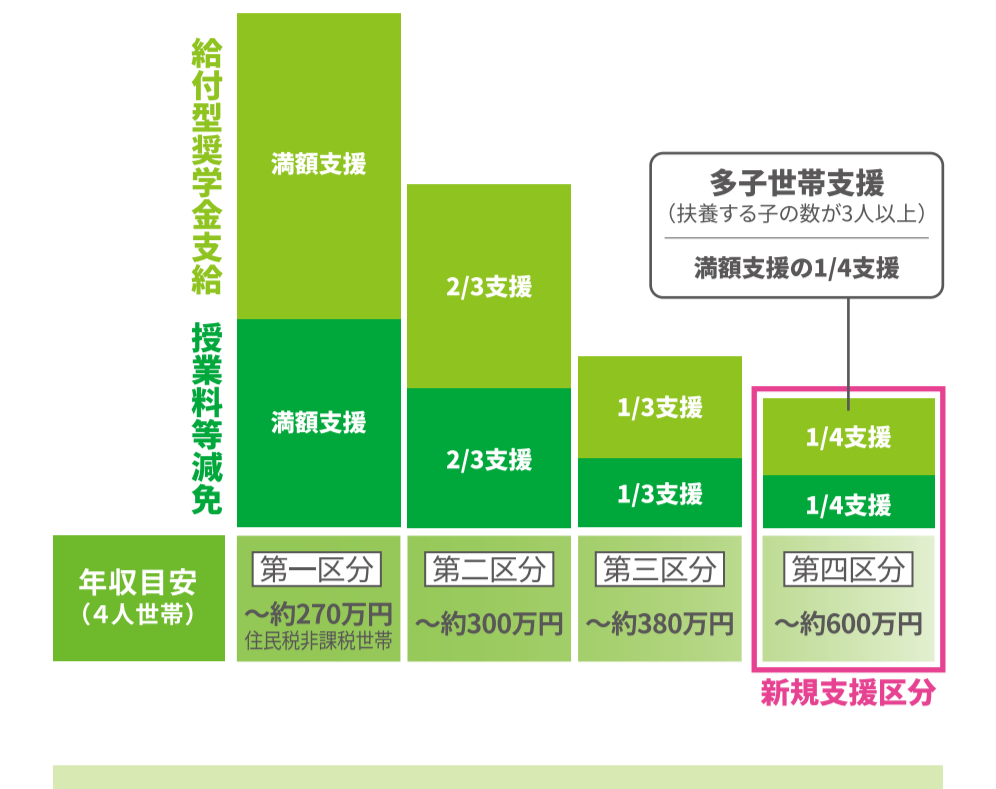
家庭の経済状況に左右されず、学びたい意欲のある方が進学できるよう、入学金・授業料の減免と給付型奨学金の支給を併せて支援する高等教育の修学支援新制度について、令和6年度より多子世帯の中間層（世帯年収600万円程度）に対象が拡大されました。

また、令和7年度からは多子世帯の収入基準が撤廃されます。

今までの内容について

収入基準のハードルが高く、支援の対象が限られていましたが、2024年度から中間所得層を対象とした第四区分が創設されました。

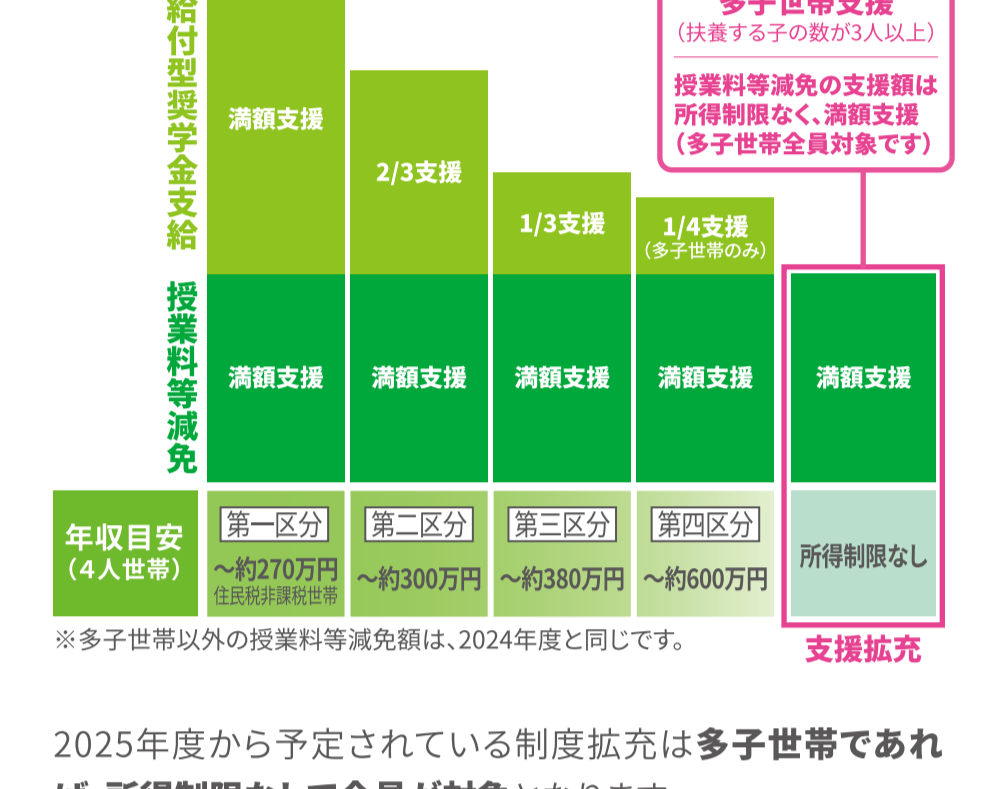
第四区分は多子世帯層を対象としており、年収は約600万円程度を想定しています。



これからの内容について

2025年度より多子世帯の支援拡充内容

多子世帯において、**授業料等減免**は全世帯満額支援



2025年度から予定されている制度拡充は**多子世帯であれば、所得制限なしで全員が対象**となります。

ただし、子供が3人以上同時に扶養されていることが条件となります。

第一子が就職を機に扶養から外れてしまったり、第一子が扶養内でも第二子が就職し、扶養から外れた場合等でも、支援**対象外**となるので注意が必要です。

支援金額について

世帯収入に応じた区分で支援額が決まります。

基準を満たす世帯収入は家族構成により異なりますので支援対象の適否や区分を**日本学生支援機構 進学資金シミュレーター**で調べましょう。

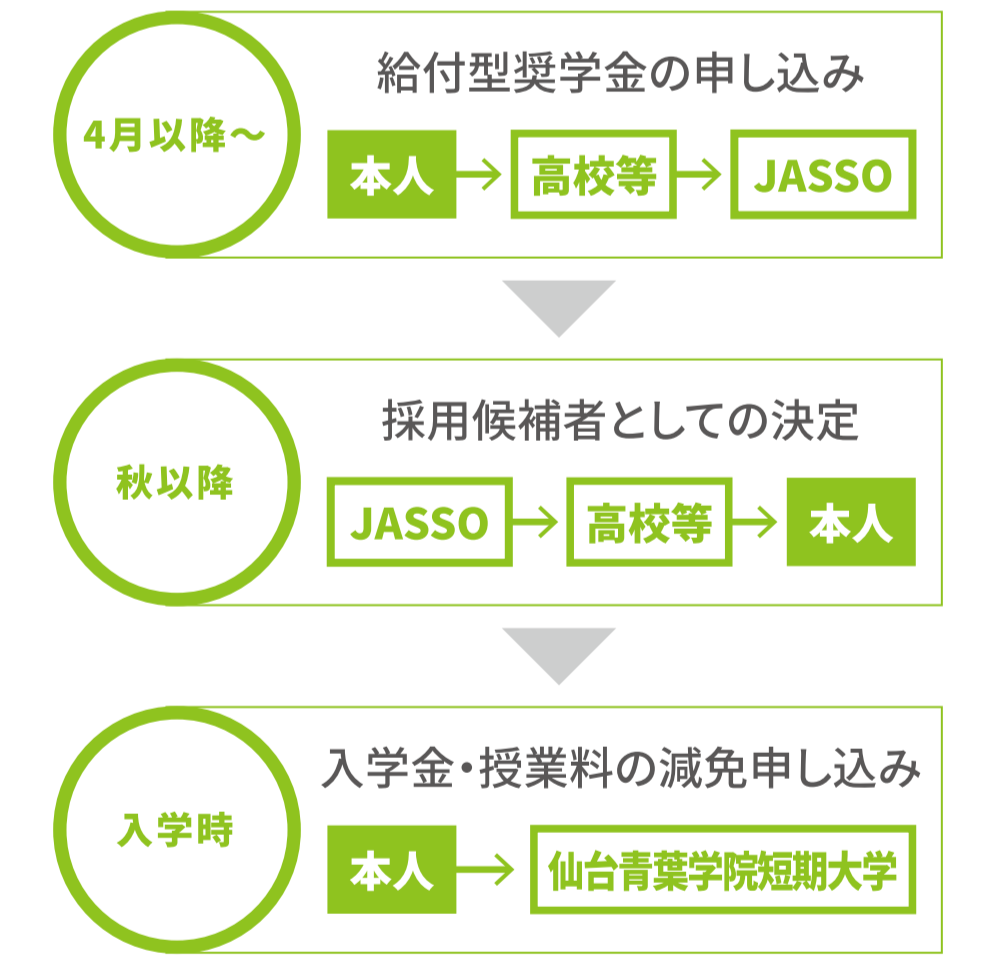
[日本学生支援機構 進学資金シミュレーター](#) >

申込方法について

支援対象であれば、本学入学後に申請も可能ですが、高校で予約採用できるように流れを確認しておきましょう。

給付型奨学金と入学金・授業料の減免は、別々に手続きを行います。給付型奨学金は進学する前年の4月から、高校を通じて日本学生支援機構(JASSO)に申し込むことができます。

高校在学中の予約採用申し込み



仙台青葉学院短期大学の学費について

本学ビジネスキャリア学科の学費ではどのように支援されるのか、実際に確認してみましょう。

入学金・授業料の減免と給付型奨学金の例

[第一区分]の支援を受ける学生(ビジネスキャリア学科)が住民税非課税世帯で自宅外通学の場合

納付金

ビジネスキャリア学科	
入学金	25万円
授業料 1年次	98万円
2年次	98万円
合計	221万円

支援額 (2年分)

入学金と授業料の減免		給付型奨学金の支給額(年額)	
入学金	約25万円	給付金 1年次	約91万円
授業料 1年次	約62万円	2年次	約91万円
2年次	約62万円		

約331万円の支援

学費納入後、生活費等に充てられる金額 **約110万円**

※支援を受けるためには、家計の経済状況のほか、学業成績や学習意欲に関する要件があります。また、一旦支援対象者に認定されても、世帯収入の変動や学業成績等ににより支援区分が変更となる場合があります。

※納付金のほかに、教科書代、教材代、課外活動費等は別途負担となります。

※本学の学費支援制度と併用が可能です。ただし、減免額に変更が生じる場合があります。

※入学手続き時に入学金25万円をお支払いいただきますが、決定した区分割合に応じて減免相当額を還付します。還付時期は入学後にお知らせします。